

# 風しんの追加的対策に係る Q&A（第 5 回）

本年4月から、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性を対象に、風しんの追加的対策が実施されています。

本Q&Aでは、医療機関等や市町村からの問い合わせが多い事例について掲載します。

## 事例 1

【質問】県内の方と県外の方が抗体検査（または予防接種）を受けたのですが、請求総括書はそれぞれ作成するのでしょうか。

【回答】請求総括書は1枚にまとめてください。

## 事例 2

【質問】費用の請求はいつ頃、どこにすればよいのでしょうか。

【回答】原則として、風しんの抗体検査の結果が判明した日または風しんの第5期の定期接種の実施日の 翌月（抗体検査の結果判明日又は定期接種実施日が2019年4月の場合は、2019年6月）以降の10日までに、医療機関（または健診機関）の所在する都道府県の国保連へ請求してください。

### ◆◆例◆◆

- ・抗体検査の採血日：2020年1月4日
- ・結果が判明した日：2020年1月6日
- ・国保連への請求年月：2020年2月以降<sup>※</sup>

※2020年1月10日までに結果が判明した場合でも、『翌月以降』ではないため、2020年1月に提出することはできません。

### <参考>

「医療機関・健診機関向け手引き(第3版)2019年7月10日改正（2019年10月31日一部改訂）」の55ページに記載。 <sup>※</sup>

## 事例 3

【質問】受診票（または予診票）が返戻されました。再提出の際は、請求総括書や市区町村別請求書は添付が必要でしょうか。

【回答】返戻された受診票等に関する費用は支払われていない状態です。そのため、再請求の際も、請求総括書や市区町村別請求書を添付し、件数や金額を記載する必要があります。

なお、返戻分を再提出する際に、返戻分以外も請求がある場合は、請求総括書や市区町村別請求書を分ける必要はありません。

※手引きが更新された場合は、ページ数が変わる可能性があります。

▼手引き掲載箇所【厚生労働省ホームページ】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000116890\\_00003.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000116890_00003.html)

お問い合わせ先 総務企画課 企画・事業係

TEL 0985-25-5321 / FAX 0985-83-3359

E-mail: kikaku@kokuhoren-miyazaki.or.jp